

5 快適で住みよいまち

政策・施策の体系

政策5-1

快適で住みごこちのよいまちづくり

【政策の目標】

整備された都市基盤を活かし、多様な市民ニーズに応じた住環境の提供や美しい景観づくりをすすめ、快適で住みごこちのよいまちをつくります。

施策5-1-1

住環境の充実

施策5-1-2

魅力ある景観の形成

施策5-1-3

墓地・火葬場の整備

政策5-2

交流を支えるまちづくり

【政策の目標】

人やまちを結ぶ交通・情報ネットワークの整備をすすめ、活発な都市活動を支える機能的なまちをつくります。

施策5-2-1

道路網の整備

施策5-2-2

総合的な交通体系の充実

施策5-2-3

地域情報化の推進

施策5-1-1 住環境の充実

現状と課題

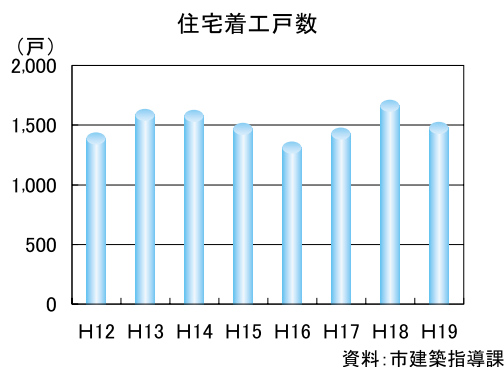
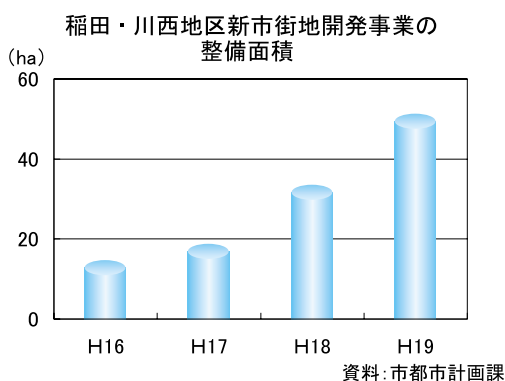
やすらぎやゆとりのある生活のためには、快適な住環境づくりをすすめることが大切です。

本市は、これまで、人口増加に対応するため、土地区画整理事業*などによる市街化区域の拡大をはかり、良質な宅地の供給をすすめてきました。

今後、高齢化や核家族化などに対応した住環境の整備をはじめ、市街地内の未利用地の利用促進や既存住宅の流動化などをはかり、子育て世帯などの定住を促進する必要があります。

公営住宅については、老朽化、狭隘化の解消のために計画的な整備に取り組んできており、今後も、建替え・改修や民間活力の導入による公的賃貸住宅の整備とともに、適切な維持管理を行う必要があります。

さらに、都市計画制度の適切な運用により、秩序ある市街地整備や住居表示*などに取り組む必要があります。



施策の目標

公営住宅の整備や民間活力による未利用地の利用促進など、多様な市民ニーズに応じた、快適に暮らせる住環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 住宅取得の促進

- 住まいの相談窓口の設置や情報提供などにより、戸建住宅をはじめ多様なライフスタイルに対応した住宅取得を支援し、定住を促進します。

- 環境に配慮した省エネ住宅などの普及を促進します。

(2) 公営住宅の管理・整備

- 子育て世帯や高齢者などに配慮しながら

ら、老朽化した公営住宅の建替えや改修をすすめるとともに、適切な維持管理を行います。

- 民間活力を活用し、子育て世帯や高齢者などの居住のための公的賃貸住宅の整備をすすめます。

(3) 未利用地の利用促進

- 事業者の宅地造成に対する支援により、市街地内の低・未利用地の利用を促進し、良好な市街地形成をすすめます。

(4) 市街地の整備

- 民間土地区画整理事業への支援・指導などにより、良質な宅地の供給を促進します。
- 字名の改正や住居表示板の整備により、分かりやすい住居表示をすすめます。

(5) 都市計画制度の推進

- 適切な土地利用や都市施設の整備などにより、都市機能の充実や良好な居住環境づくりをすすめ、計画的な市街地形成をはかります。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
老朽化した市営住宅等の割合	10.38%(H19)	1.36%
高齢者及び身障者に対応した市営住宅等の割合	37.1%(H19)	65.0%
未利用地の宅地整備累計面積	-	22.0ha

(市民実感度調査項目)

「快適で住みやすい居住空間が確保されている」と思う市民の割合

用語解説

土地区画整理事業

P75を参照。

住居表示

住所の表示方法。土地に付けられた地番が市街地の発展とともに欠番や飛び番などにより住所検索に支障になっている市街地について、建物に番号を付し、住所を分かりやすく表示すること。

施策5-1-2 魅力ある景観の形成

現状と課題

良好な景観は、都市の魅力を高め、地域への愛着や親しみを与えるばかりでなく、快適な住環境づくりをすすめる上でも、重要な役割を果たすものです。

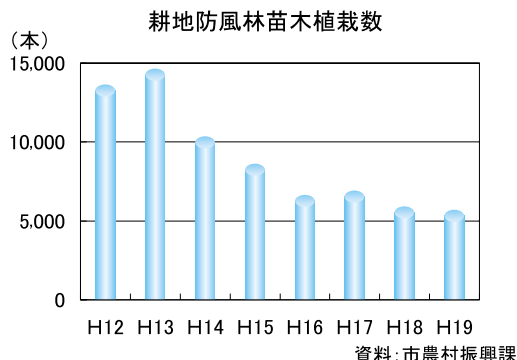
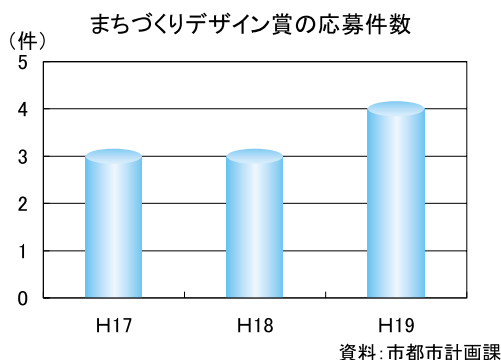
国は、平成16年に「景観法^{*}」を制定し、北海道においても、「北海道景観計画」を策定し、美しい景観づくりに向けた取り組みをすすめています。

帯広・十勝は、大雪山系や日高山脈など国内有数の大自然の中で、四季折々の美しさを持った田園風景と都市的な街並みとが調和した、特色ある景観を有しています。

本市は、平成4年に都市景観基本計画^{*}を策定し、市街地の景観づくりや耕地防風林の整備など、帯広・十勝らしい景観の形成をすすめてきました。

景観づくりには、市民の理解が大切であることから、まちづくりデザイン賞^{*}などを通して、景観に関する意識の向上をすすめてきています。

今後も、より良い景観づくりに向けて検討するとともに、市民、事業者、行政の連携により、地域の自然、歴史、文化などが蓄積された、田園都市にふさわしい景観形成をはかっていく必要があります。



施策の目標

景観に関する意識の向上をはかり、豊かな自然に恵まれた帯広・十勝らしい、魅力ある景観づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 都市景観づくり

- 表彰制度などにより、景観に関する意識啓発をはかるとともに、地区計画制度などにより市民や事業者と連携して、美し

い都市景観づくりをすすめます。

- 景観に配慮したデザインによる公共施設整備をすすめます。

(2) 農村景観づくり

- 耕地防風林の整備を促進するなど、帯広・十勝らしい田園景観の保全・整備をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
まちづくりデザイン賞の応募件数	3件 (H17-19平均)	6件
地区計画区域の宅地利用率	78.7%(H19)	90.0%
耕地防風林苗木植栽数(再掲)	5,660本(H19)	7,000本

(市民実感度調査項目)

「都市部や農村部において、帯広・十勝らしい景観が形成されている」と思う市民の割合

用語解説

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成をはかるため、良好な景観の形成に関する基本理念や良好な景観の形成のための規制等について定めた法律。

都市景観基本計画

個性あふれる景観づくりをすすめるための方針、基本姿勢等について示した計画。

まちづくりデザイン賞

北方の文化に根ざした帯広らしいまちづくりを市民協働ですすめるため、帯広の風土と調和した優れたデザインの建造物や、まちづくりに関する活動を行う団体・個人を広く市民から募集し表彰する制度。

施策5-1-3 墓地・火葬場の整備

現状と課題

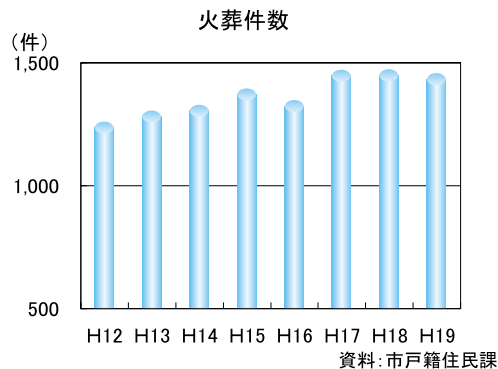
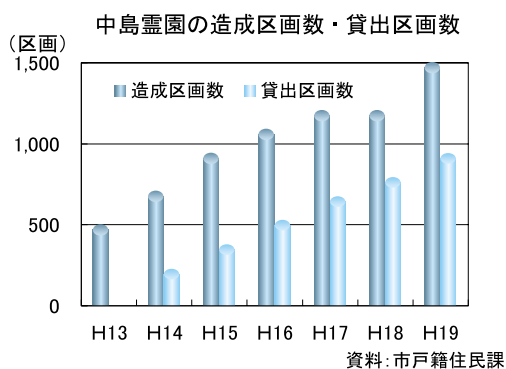
高齢化の進行に伴い、今後、墓地・火葬場の利用増加が予想されます。

本市は、つつじが丘霊園や緑ヶ丘墓地をはじめ、16か所の既設墓地を管理しており、さらに、中島霊園の整備を計画的にすすめてきています。

近年、核家族化の進行などにより、埋葬や墓地に対する市民の価値観が多様化しており、合葬墓など新しい形態の墓地が求められています。

今後も、市民の多様なニーズを踏まえ、墓地の整備をすすめる必要があります。

また、火葬場は、昭和63年の開設以来、20年余りが経過しており、施設の適切な機能維持をはかる必要があります。



施策の目標

市民ニーズに応じた墓地の整備と火葬場の適切な維持管理を行います。

主な施策の内容

(1) 墓地の整備・管理

- 多様化する市民ニーズに対応しながら、墓地の整備をすすめます。
- 既設墓地の適切な管理運営を行います。

(2) 火葬場の運営

- 火葬場の適切な管理運営を行います。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
中島霊園の貸出区画数	909区画(H19)	2,630区画

(市民実感度調査項目)

「墓地の整備や火葬場の管理運営が適切に行われている」と思う市民の割合

施策5-2-1 道路網の整備

現状と課題

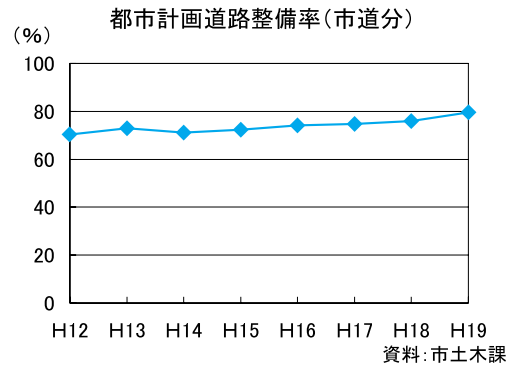
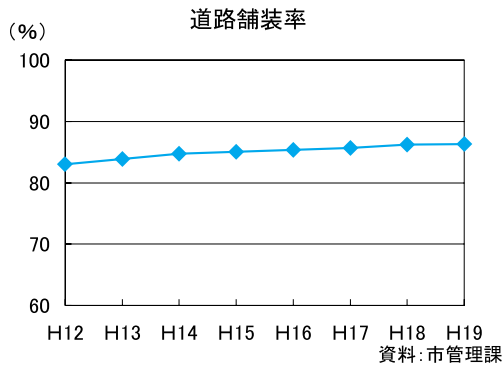
道路は、市民の日常生活や経済活動を支える基礎的な社会基盤です。

本市は、これまで都市の骨格を形成する幹線道路や市民の暮らしを支える生活道路の整備をはじめ、歩道などの整備により、安全で利用しやすい道路環境づくりに取り組んできました。

また、冬期間の円滑な交通環境を確保するため、除排雪体制の充実をはかってきました。

今後も、地域の産業を支え、市民が安全で快適に暮らすことができるよう、計画的な道路網の整備や適切な維持管理を行う必要があります。

また、自転車・歩行者道などを整備し、環境に配慮したまちづくりをすすめる必要があります。



施策の目標

幹線道路や生活道路の整備、適切な維持管理を行うとともに、歩行者や自転車が利用しやすい環境を整備し、安全で快適な道路環境づくりにすすめます。

主な施策の内容

(1) 道路の整備

- 円滑な道路交通を確保するため、幹線道路の整備をすすめるとともに、安心して利用できる生活道路の整備をすすめます。

(2) 自転車・歩行者利用環境の整備

- 自転車・歩行者道の整備などをすすめ、自転車・歩行者の安全な利用環境を確保します。

- 自転車利用者の交通安全意識の啓発に努めます。

(3) 道路の維持管理

- 橋梁の長寿命化や道路の補修など、適切な維持管理を行うとともに、特殊舗装*の耐久性の向上に取り組めます。
- 冬期間の道路や歩道の安全性を確保するため、除排雪体制を充実するとともに、

市民協働による除排雪の取り組みをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
都市計画道路整備率(市道分)	79.6%(H19)	88.2%
特殊舗装の道路延長	314km(H19)	230km
除雪1回当たりの苦情件数	275件 (H17-19平均)	200件

(市民実感度調査項目)

「幹線道路や生活道路が整備されており、安全に通行できる」と思う市民の割合

用語解説

特殊舗装

路盤改良を行っていない簡易な舗装。

施策5-2-2 総合的な交通体系の充実

現状と課題

市町村が広域分散している北海道・十勝において、高速道路をはじめ、空港、港湾、鉄道などの総合的な交通体系は、地域経済の活性化や交流を促進する上で重要な役割を果たしています。

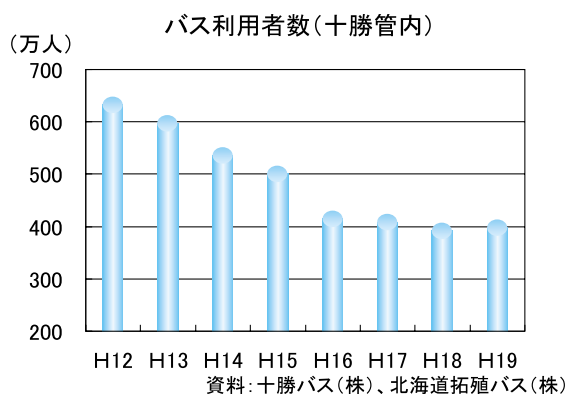
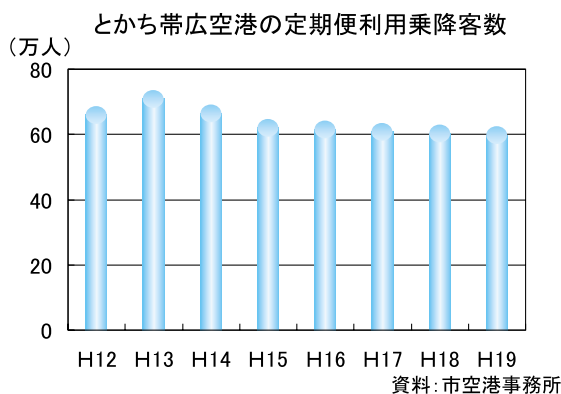
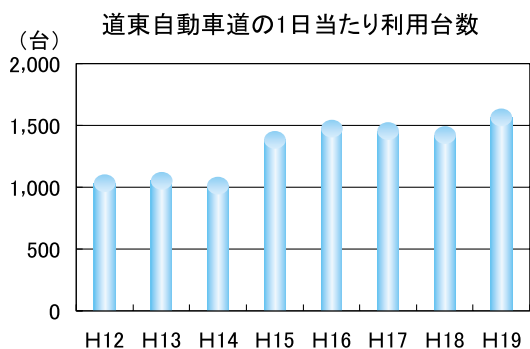
帯広・十勝では、道央圏と道東圏を結ぶ北海道横断自動車道*や帯広・広尾自動車道*などの整備がすすめられています。今後、高規格幹線道路*や国道、道道などの幹線道路の整備をさらにすすめ、広域交通ネットワークを充実する必要があります。

とちかち帯広空港は、利便性の向上のため、航空路線網の充実や出入国管理体制*の整備などに取り組む必要があります。

十勝港は、管内の農畜産物や農業資材などの物流拠点として利用を促進する必要があります。

鉄道は、JR石勝線・根室本線の利便性向上などを促進する必要があります。

また、市民生活に重要なバス等の公共交通の利便性向上などに取り組む必要があります。



施策の目標

関係機関との連携により、高速道路、空港・港湾、公共交通など、総合的な交通体系の整備・充実をすすめます。

主な施策の内容

(1) 広域道路の整備促進

- 広域的な交通ネットワークを形成するため、北海道横断自動車道などの高規格幹線道路、十勝圏の広域交通機能を担う国道・道道などの整備を促進します。

(2) 空港利活用・機能の充実

- 安全で安定的な運航を確保するため、とちかち帯広空港の適切な管理や整備をすすめます。
- とちかち帯広空港の利活用を促進するとともに、利便性の向上のため、ダブルトラック化*など航空路線網の充実に取り組みます。
- 国際チャーター便の就航促進や出入国管理体制の整備促進など、国際化の環境づくりに取り組みます。

(3) 十勝港の利活用促進

- 十勝港の利活用を促進するため、出入国管理体制や検疫体制の整備の促進に取り組みます。

(4) 鉄道輸送の利便性向上

- J R 石勝線・根室本線の高速化を促進するとともに、関係機関と連携し、北海道新幹線の整備促進に取り組みます。

(5) バス交通の活性化

- バス交通の利便性向上や活性化をはかるため、事業者などと連携し、生活交通路線の維持や地域事情に応じた運行方法の導入など、利用促進に取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
道東自動車道の1日当たり利用台数	1,570台(H19)	2,750台
とちかち帯広空港の定期便利用乗降客数	60.2万人(H19)	63.1万人
バス利用者数(十勝管内)	395.8万人(H20)	395.8万人

(市民実感度調査項目)

「空港、バス、高速道路など、交通の利便性が確保されている」と思う市民の割合

用語解説

北海道横断自動車道

P 8を参照。

帯広・広尾自動車道

P 25を参照。

高規格幹線道路

全国的な自動車交通網を構成する、自動車の高速交通確保のための自動車専用道路。

出入国管理体制

国境を越える際の交通・物流において必要な、税関、出入国管理、検疫を行う体制。CIQともいう。

ダブルトラック

同一路線に2つの航空会社が乗り入れること。

施策5-2-3 地域情報化の推進

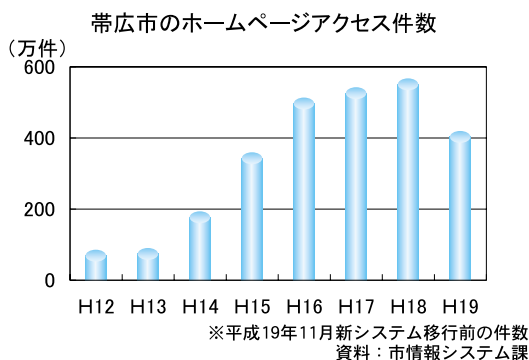
現状と課題

情報通信基盤や技術の発達は、生活の利便性の向上や企業活動の効率性を高め、新たなサービスの創出などを通して、社会経済の発展に大きく貢献しています。

本市は、地域情報化推進ビジョン*に基づき、光ファイバー網の整備促進や総合行政ネットワーク*の整備など、地域情報化や行政の情報化に取り組んできています。

情報通信技術の発展に伴い、高度情報通信ネットワーク社会が一層進展し、市民生活や企業活動など様々な分野で情報通信ネットワークの活用がさらにすすむことが予想されます。

今後、誰もが情報通信技術を活用した利便性の高いサービスを受けられることができるよう、地域の情報化をすすめる必要があります。



施策の目標

事業者等との連携により、高度情報通信基盤の整備や利活用を促進し、地域の情報化をすすめます。

主な施策の内容

(1) 情報通信基盤の整備促進

- 事業者等との連携により、農村部などの情報通信基盤の整備を促進し、情報通信サービスの利用環境の向上をはかります。

(2) 情報通信の活用促進

- 事業者や関係機関などとの連携により、情報通信を活用した快適で利便性の高いサービスの提供を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
インターネットの超高速通信が可能なエリアの割合	19.0%(H20)	100.0%
帯広市のホームページアクセス件数	404万件(H19)	450万件

(市民実感度調査項目)

「高速インターネットなど、情報通信サービスを日常生活や仕事に活用できる環境が整っている」と思う市民の割合

用語解説

地域情報化推進ビジョン

高度情報通信社会へ対応するため、地域におけるIT化推進の中長期的展望を示した計画。

総合行政ネットワーク

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。府省間ネットワークである「霞が関WAN」とも接続している。